

空港整備事業

取りまとめ

- 「首都圏空港整備事業」(国土交通省所管事業)
- 「関西国際空港整備事業」(国土交通省所管事業)
- 「中部国際空港整備事業」(国土交通省所管事業)
- 「一般空港等整備事業(直轄)(耐震対策事業を除く)」(国土交通省所管事業)
- 「一般空港等整備事業(直轄)(耐震対策事業)」(国土交通省所管事業)
- 「一般空港等整備事業(補助)」(国土交通省所管事業)

- ・一般財源からの繰り入れについて、インバウンドの増加に伴って、着陸料等の収入が増えている一方、空港の整備計画が一段落している。整備から維持管理の経営の時代に移りつつあることを鑑みると、空港整備勘定への一般財源からの繰り入れについては、必要最小限、合理性のある範囲に留めるべきである。
- ・空港における責任ある経営主体を生み出す観点からも、コンセッションを今後推進するとともに、各空港の営業努力を進め、情報開示された空港別収支も活用しつつ、自主的な収支改善のための努力が行われるべきである。
- ・地方管理空港は国管理空港に比べて情報開示等の面で立ち遅れており、第一段階として、空港別の財務情報の開示が行われていない空港については、適切かつ継続的な開示を進め、ひいては、経営の合理化やコンセッション等につなげていくべきである。